

秋田県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和4年10月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	107号	横手市雄物川町大沢字天王前40番1地先から字新道24番11地先まで

2 供用開始の期日 令和4年10月13日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和4年10月11日（火）から同月25日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）